

小布施町立保育所等整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、小布施町幼保小中一貫教育で目指す子ども像の実現及び一層の子育て支援を推進するため、今後の保育所等の整備等に関し検討を行う小布施町立保育所等整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討委員会は、小布施町立保育所等整備基本構想・基本計画策定に関し検討を行い、その結果を小布施町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 児童又は生徒の保護者
- (3) 地域住民
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了するものとする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、第2条の規定による報告の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の総数の半数以上が出席しなければ、これを開くことができないものとする。

(意見の聴取等)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会子ども課に置いて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる検討委員会の会議は、第6条第1項の規定に関わらず教育長が招集する。

(失効)

3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。